

職業がんをなくそう通信

職業がんをなくす患者と家族の会 年会費 個人1口1000円 団体1口1000円
 近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号607) 口座番号(普通8773460)
 ゆうちょ銀行 ○九九店(店番099) 口座番号(当座0196618)

〒556-0011 大阪市浪速区
 難波中3-17-9 化学一般会館内
 発行責任者:堀谷昌彦
 Tel(06)6647-3481
 Fax(06)6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

MOCAによる職業性膀胱がんの業務上外に関する検討会の進行状況

オルト-トルイジン(OT)取り扱い事業場での膀胱がんの多発を厚労省が2015年12月に公表しその後国内のOT取り扱い事業場での膀胱がん発症調査を開始し2016年9月に3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)の取扱者に膀胱がんが多発していることを公表しました。2018年10月に公表した資料では調査実施事業場数538で下表のような膀胱がんの発症状況となっています。

年齢分布は以下の通りで17名全員男性です。
 40~49歳1名、50~59歳4名、60~69歳10名、70~79歳1名、80歳~1名

17名もの膀胱がんの発症がありながら労災申請者が一人もない状況を質すため熊谷信二先生や関西労働者安全センター・当会などが厚労省要請を実施した経過は本通信No.14

でお伝えしましたが、その後2019年1月には7名の申請者があったと新聞報道され、2020年3月24日第1回検討会が開催され、6月8日第2回、7月13日第3回、9月15日第4回と進んでいます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_361173.html

厚労省に問い合わせると年内から年度内にはまとめた(医学的知見の公表)とのことでした。

OTは2016年6月に第1回検討会が開催され半年後の12月には医学的知見が公表され、労災申請当時5名だった膀胱がん患者は7名に増えていましたが全員労災認定されました。その後の職業病リストの更新や法規制、健康管理手帳の交付などMOCAに比べると差は歴然としており、運動の成果と言えると思います。

(平成30年10月19日厚労省公表資料より)

膀胱がん有病歴者が把握された事業場及び人数

事業場名 (仮称)	膀胱がん有病歴者		合計
	膀胱がん発症時の在職状況		
	在職中	退職後	
A事業場 (平成28年9月に発表した事業場)	2名	7名	9名
B事業場		2名	2名
C事業場		1名	1名
D事業場	1名		1名
E事業場	1名		1名
F事業場	1名	1名	2名
G事業場		1名	1名
合計	5名	12名	17名

注1:本調査は、法令に基づくものではなく、事業者には報告義務があるものではないため、可能な範囲で把握した結果をまとめたもの。

注2:膀胱がん有病歴者が把握された7事業場の業種は、全て製造業。

第3回検討会資料について

2020年7月3日第3回業務上外検討会の資料-MOCAと膀胱がんに関する対象文献のリストとそれらの文献レビュー、IARCモノグラフのレビュー、膀胱がんに関する基礎的知見が9月10日に公開されました（但し、個別労災請求事案に係る資料は非公開）。

リストにある文献数は25でIARCモノグラフ（2010年Volume99）レビューの結論では、MOCAの発がん性についてヒトでのエビデンスは不十分ではあるが、様々な実験動物におけるデータより、ヒトにおいても発がん性リスクは高いと判断され、発がん性分類はグループ2Aからグループ1に格上げされたと記載されています。

また、膀胱がんに関する基礎的知見では、以下のような記載があります。

(1) 病理学的・組織学的特徴

ア) 筋層非浸潤性がん

膀胱筋層に浸潤していないがんであるが放置しておくとう進行して浸潤性や転移性がんを来すものもある。

イ) 筋層浸潤性がん

膀胱の筋層に浸潤し膀胱壁外の組織やリンパ節、肺や骨に転移を来す危険性がある。

ウ) 転移性がん

原発巣の膀胱がんが他臓器に転移した状態。転移しやすい臓器は、リンパ節、肺、骨、肝臓など。

(2) 膀胱がんの危険因子

喫煙、職業性発がん物質へのばく露、飲料水中のヒ素、特定の医薬品（フェナセチン、シクロフォスファミドなど）、放射線照射などがあげられ、喫煙は男性膀胱がんの50%、女性膀胱がんの30%に関与しているとされ、喫煙者は非喫煙者の4倍発症リスクが高いと指摘されている。

(3) 職業性の膀胱がんの臨床病理的特徴

ばく露から発症まで約20年の潜伏期間があると考えられ、①若年発生の傾向、②高悪性度で浸潤性の傾向③上部尿路再発のリスクが高いなどが指摘されている。オルト-トルイジンを含む芳香族アミンに特徴的な遺伝子変異はいまのところ報告されていない。

職業性膀胱がんの特徴

職業性膀胱がんの臨床病理的特徴①若年発生の傾向、②高悪性度で浸潤性の傾向③上部尿路再発のリスクが高いは膀胱がんの臨床ガイドラインにもまとめられており、三星化学工業の損害賠償裁判や東京のアパレルメーカーで発生した膀胱がん労災認定裁判でも引用されています。

最近三星化学工業はこれら職業性膀胱がんの特徴は「ベンジジンやベータナフチルアミン等の4物質でありオルト-トルイジンに関しては類推の域を出ない」と主張してきています。10名以上の膀胱がん患者を発生させ、若年発症や再発を繰り返したり悪性度の高い患者も出しながら、類推の域を出ないとは本当に事実を無視した無反省な主張と言わざるを得ません。被害者はこういった傲慢な態度によって二重三重に苦しめられています。

裁判の公開原則について

裁判の公正を保つため裁判には公開原則があり訴状も閲覧が可能ですが、企業秘密の漏洩を防ぐ目的から1996年申請があった場合裁判所の判断で閲覧の制限が可能になりました。

三星化学工業の損賠訴訟では会社から閲覧制限が申請され原告らは特定の薬品名の記述を避け企業秘密の漏洩に配慮してきましたが、裁判所の決定がされないままずっと閲覧制限がされていました。当初より記者さんらも訴状が入手できないので詳細がわからず問い合わせもたくさんありました。9月14日の進行協議ではこの点も追及し近く裁判所が結論を出すとのことです。

職業がんに関する裁判のお知らせ

三星化学工業損害賠償裁判

第8回口頭弁論

10月26日14時福井地裁2号法廷
東京アパレル会社での職業性膀胱がん
労災認定裁判第2回口頭弁論

10月30日13時15分東京地裁527号法廷

【あとがき】ようやく秋らしく涼しくなりましたね。裁判に関する弁護団との打ち合わせや化学物質被害に関する相談活動も活発になってきました。またどこかでお会いしましょう。